

各部・各課等の長 殿

武豊町長 初山芳輝

### 平成23年度予算編成方針について

平成20年秋以降の世界的な景気後退は、本町財政にも著しい悪影響を及ぼしている。歳入の根幹を成す町税において、企業業績の悪化と個人所得の低下により町民税が大幅な減収となったほか、地方譲与税や景気の影響を受けやすい各種交付金も軒並み減少して、経常的な収入が大きく落ち込むこととなった。

一方、歳出面ではこの間、大局的な判断に基づき、最重要課題である学校・保育園の耐震対策に集中的な投資を行うとともに、住民サービスの維持向上や地域経済の振興にも配慮した積極的な事業展開を実施してきたが、そのための財源として多額の基金取り崩しと町債の借入れを行った結果、財政的な余力は、ほとんど無くなっている。

今後においても、住民生活の安心と安全を支える諸施策の推進に加え、少子高齢化社会への対応や地球環境保全の取組みなど、様々な行政課題に適切に対処していくことは言うまでもないが、不足財源を起債に依存して将来世代に過大な負担を残さないよう、順次、健全で持続可能な行財政運営に軸足を移し、歳入予測に見合った予算規模を原則としていく必要がある。

このため、平成23年度予算編成においては、職員一人ひとりが厳しい現状を十分に認識し、本町の着実な発展をめざす経営感覚を持ちつつも萎縮することなく臨むことを求めたい。具体的には、限られた財源をより効率的に活用して最大の行政効果が得られるよう、選択と集中、スクラップ・アンド・ビルドによる重点的な配分要求とすること、各部・各課において活発な議論を重ね「知恵」をしばり、主体的に創意工夫を凝らし最善の案を提出すること、複数の部課に関わる事業については横の連携を十分に図ること、経費支出の縮減に徹した的確な見積りを行うこと、予め現場・現状を十分に確認しておくこと、以上の点に留意した予算要求をお願いする。

#### ・総括事項

##### 1 予算編成の背景

平成20年秋の米国に端を発した金融危機は、世界経済全体へ多大な影響を及ぼし、戦後最悪の世界同時不況に陥った。わが国経済も急速に悪化することとなったが、21年春を景気の底として、中国を始めとするアジア諸国への輸出の好調と、政府による内需拡大に向けた緊急経済対策及び民主党がマニフェストに掲げた子ども手当、高校授業料無償化などの施策が一定の効果を上げたことから、緩やかな回復局面が続いており、平成22年度の日本経済は、3年ぶりのプラス成長になる見通しである。

しかしながら、直近では世界経済の減速と政府の政策効果の息切れに加え、急激な円高の進行により、回復途上にある日本経済に打撃を与える恐れが強まったため、政府、日銀が約6年半ぶりに為替介入に踏み切り、デフレ脱却に向けた追加金融緩和策に着手するなど、今後の景気動向は、まだまだ予断を許さない状況に

ある。

一方、国政においては、歴史的な政権交代から1年余りが経過し、鳩山首相が退陣して菅首相が後を引き継いだ。民主党代表選挙を経て9月17日に発足した菅改造内閣は、重要政策課題として経済成長、財政健全化、社会保障改革、地域主権改革の推進、主体的な外交の展開の5つを掲げ、その解決に取り組む決意を示している。とりわけ、地域主権改革の推進については、義務付け・枠付けの見直しや権限委譲、国の出先機関の廃止、ひも付き補助金の一括交付金化などが予定されており、自治体に大きな影響が及ぶものであるが、23年度予算における具体的な内容が未だ固まっていないことから、引き続き国の動向に注目しつつ、的確に対応していく必要がある。

また、愛知県では、製造業を中心とする企業が不況の直撃を受けたことにより、県税収入がここ2年で約5千億円の減収となるなど激減しており、さらに23年度以降も毎年2千億円を超える歳入不足が予測されている。このため、基金の取崩しと多額の県債発行により必要財源を確保するとともに、地方交付税などの地方財政措置を受ける形となり、当面、厳しい財政運営が続くものと思われる。

県は、愛知県第5次行革大綱に掲げた「持続可能な財政運営基盤の確立」を目指すべく、事務事業の見直しを進めることとしており、さらなる歳出削減による本町への影響が懸念される。

## 2 本町の財政状況

平成22年度普通交付税算定の結果、全国の不交付団体は1都74市町村へと半減した。本町は、45年連続の不交付団体となったものの、財政力指数は大きく低下している。

歳入の柱である町税は、平成18年度から始まった定率減税の廃止や税源移譲により順調に増加し、19年度決算では過去最高となる83億4千万円の歳入実績を記録したが、20年度には景気後退の影響で減少に転じることとなった。平成22年度及び23年度においては、19年度決算と比べて1割前後の減収が予測され、その後も、大幅な回復は期待薄である。

また、平成22年度末時点での財政調整基金の残高は1年前と比べて42%減の11億6千万円、一般会計の地方債残高は9%増の69億6千万円となる見込みで、財政状況の悪化が顕著になっている。

一方、歳出面では、喫緊の課題であった学校及び保育園の耐震対策が、富貴小学校体育館の改築を残すのみとなり、公共下水道の面整備も23年度で完了する。今後は、老朽化が進む各種公共施設の維持・更新など、先送りをしてきた事業の実施に多くの費用を要するほか、少子高齢化がさらに進むことから、社会保障関係費等の義務的な経費の増大が不可避である。

これまで、これらの財源確保は、基金の取崩しと町債の借入れで対応してきたが、前述のとおり、基金の減少と町債残高の増加が進んでおり、その調整は既存事業の見直しと投資的経費の圧縮で吸収せざるを得ない。

## 3 健全財政の確保

夕張市の財政破たんを契機として、平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布された。「健全化判断比率」として4指標（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）が示され、これが従来の再建団体である「再生団体」や「早期健全化団体」の新たな指定ラインとなった。

また、「地方公会計改革」として、平成18年8月に総務省から示された「地方

公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」に基づき、21年度中に普通会計の財務4表の公表が求められ、さらに23年度までに公営企業や一部事務組合などの関連団体を含む、連結財務諸表の公表が要請されている。

地方公共団体の行財政運営は、住民に対する説明責任を果たすことがますます重要になっている。地方財政の状況が極めて厳しい中で、住民の理解と協力を得ながら財政の健全化を推進していくためには、その財政状況について積極的に情報を開示することが必要である。

健全で持続可能な財政運営を維持するため、「第5次行革プラン」に基づきコストの縮減等を図りつつ、より満足度の高い住民サービスを提供するため、財源の重点的配分と経費支出の効率化を図り、受益者負担の適正化など財源の確保に努めることとする。

#### 4 予算編成の基本方針

##### (1) 予算は行政の設計書

予算は行政の設計書であることを充分認識し、各事務事業の目的を、その財源とともに内容を厳密に把握し、効率かつ効果的に達成できるよう配慮すること。また、単年度のみではなく、将来を見越した計画的予算となるよう努めること。

なお、この機会に全ての事務事業を見直しするとともに、既に役割を果たしたものの、効果が希薄なものは、この際廃止する検討を行い、適切な予算要求を行うこと。

##### (2) 第5次総合計画の着実な推進

予算編成の基本となるのは、言うまでもなく5次武豊町総合計画（たけとよゆめたろうプラン）である。まちの将来像である「心つなぎ みんな輝くまち 武豊」の実現にむけ、環境保全や少子高齢化対策などの諸問題に積極的に取り組みつつ、コンパクトで安全・安心、快適な武豊町らしいまちづくりを進めるため、総合計画に掲げる7つの基本目標、22のめざすべきまちの姿と61の施策方針に基づき、計画に定める事業の着実な推進を図ることとし、これに向けて所要の措置を講ずるものとする。

##### (3) 実施プログラムを基本として

平成23～25年度の3か年における予定事業を網羅した、第3次実施プログラムを基本に各施策の推進を図ることとする。実施プログラムは、施策の重要度や緊急度等の観点に基づく判断により選択された事業と、新規に必要と認められる事業を網羅したものであり、予算要求においては、本プログラムでの決定内容に準拠することが大原則である。

なお、実施プログラムに計上されていない事務事業は、原則予算要求はしないこと。

##### (4) 選択と集中

前述のとおり、歳入不足が想定され予算規模の圧縮が緊急課題となる。予算要求段階においては、義務的経費（人件費、扶助費、公債費）と普通建設事業費を除く全ての事業について、前年度および今年度の実績を十分に踏まえ、平成22年度当初予算以内で計上すること。やむを得ず予算要求する場合は、既存事業の見直しによる財源の振替を前提とすること。また、補助金を伴う事業については、常に国・県及び関係機関からの最新情報の収集に留意すること。

##### (5) 日頃からあるべき予算の考察を

より良い予算編成をするための取組みは、一定の時期に限るものではない。住民利益の向上を大前提に、事務の合理化や経済性を念頭に置きつつ、常に予算のあり方について考察をしていかなければならない。

また、町の恒久的な土地利用に関わる大きな課題についても、財政状況を考慮しつつ、適切に対応していく必要がある。

## 5 特別会計・事業会計

老人保健事業特別会計の廃止により、平成23年度の特別会計・事業会計は下記のとおりとし、それぞれの設置目的に沿った事業推進のための予算を編成する。

なお、水道事業においては、経営の安定化を考慮した予算編成とすること。

国民健康保険事業特別会計  
後期高齢者医療特別会計  
介護保険事業特別会計  
農業集落排水事業特別会計  
下水道事業特別会計  
水道事業会計

## 平成23年度の主要な施策等

以上の状況を踏まえたうえで、平成23年度予算において対応すべき施策を総合計画に掲げる7つの基本目標に沿ってまとめると、次のとおりである。

### 1 とともに創るまち

住民と行政による「協働のまちづくり」を進めるための条件整備に努めるとともに、より効果的・効率的かつ持続可能な行財政運営の確立を図る。

地域の自主活動を積極的に支援し、まちづくりへの参加機会を増やすことにより、地域力の醸成を図るとともに「協働のまちづくり」の推進に努める。

ホームページの刷新、広報紙による各種の情報発信の充実とともに、まちづくりに関する意見を広く募集する。

行政評価及び実施プログラムのPDCAサイクルを通じて、事務事業の継続的改善並びに施策の選択と集中による行財政運営の効率化を図る。

第5次行革プランに基づき、取組み項目ごとに改善案を検討し、具体化を進める。

指定管理者制度や外部委託の促進など、民間活力を活かした事業推進を図る。

知多南部広域環境組合（2市3町）のごみ処理施設の建設及び体制づくりを促進する。

### 2 安全に暮らせるまち

最重要課題である耐震対策を引き続き推進するとともに、住民ボランティアの協力を得ながら消防、防災、防犯、交通安全施策の拡充を図る。

第2次地震対策アクションプランに基づき、総合的な地震対策の推進に努める。

学校・保育園の耐震化に続き、その他の公共施設についても計画的な耐震対策を進める。

建築年が昭和56年以前の民間住宅の耐震診断及び耐震改修の促進に努める。

幹線道路に関係した生活道路の整備を進めるとともに、適切な維持管理を行い、安全な町づくりに努める。

各地区自主防災会への防災資機材の配備、地域における防災・防犯体制の強化を図る。

地域公共交通連携計画に基づき、コミュニティバスの試行運行を継続する。

### 3 ふれあいのあるまち

人と人との絆を深め、地域コミュニティの醸成と「武豊力」の新たな展開を図る。

南部保全構想に基づく総合公園多目的広場及びやすらぎの森墓園の整備を推進する。

引き続き、名古屋市野外活動センターの存続に努める。

各種生涯学習事業の充実を図るとともに、施設の管理・運営体制の検討を行い、施設運営の効率化を進める。

総合型地域スポーツクラブの活動を強化し、町民全体の生涯スポーツの振興を図る。

各区が行う地域住民交流を促す事業への交付金等、地域における活動を積極的に支援し、地域力の強化を図る。

### 4 子どもが健やかに育つまち

子どもは、将来の社会を担う大切な宝である。安心して子どもを産み育てられるまち、子どもが健やかに育つまちをめざして、各種施策の拡充を図る。

保育園及び学校施設の耐震化を平成24年度までに完了する。

子ども医療費や妊産婦健診費用の助成を継続する。

南部子育て支援センターの整備事業を推進する。

特別保育の拡充を始め、ファミリーサポート事業の会員や児童クラブの充実等、子育てがしやすい環境整備を進める。

スクールアシスタント及び外国人英語指導助手の適切な配置により、学校教育の充実を図る。

生徒の不登校・不適応対策として、いきいきスクール及びスクールサポーター事業の強化を進める。

大光初等学校及びケアンズとの国際交流を引き続き推進する。

### 5 いきいきと暮らせるまち

健康づくり事業や医療・介護体制の充実を図るとともに、性別、年齢、国籍等に関わらず、すべての住民がいきいきと生活できる環境づくりを進める。

高齢化の進行に対応するため、各種の健康づくり事業や保健・介護予防事業の拡充を図る。

子どもや障がい者、母子家庭等に対する医療費助成の継続に努める。

地域包括支援センター及び憩いのサロン事業の拡充を進める。

高齢者の生きがいづくりを進め、その経験と技術を地域社会に活用するため、シルバー人材センターの活動を支援する。

障がい者計画及び障がい福祉計画に基づき、各種障がい支援サービスの基盤整備及び障がい者団体に対する支援に努める。

第2次武豊町男女共同参画プランに基づき、男女が平等に能力を発揮できる社会の実現をめざす。

### 6 自然環境と生活環境が調和したまち

豊かな自然環境と立地・交通条件に恵まれた町の特性を活かし、「環境のまち」を標榜できる各種施策を推進するとともに、都市基盤の着実な整備を進める。

環境マネジメントの取組みで得たノウハウを活用し、全町レベルでの環境保全活動を強化する。

住宅用太陽光発電装置や高効率給湯器の設置補助等により、家庭レベルでの地球温暖化対策の推進を図る。

町内一斉クリーン運動、水辺クリーンアップ大作戦など、住民主体の環境美化活動を支援する。

「ふるさと巡回点検」の実施等により、各地区における諸問題を把握し、適切な対応を図る。

市街化区域内の公共下水道面整備事業を平成23年度で完了する。

集中豪雨による被害防止のため、雨水排水施設の整備を促進する。

安定した水の供給を行うため、老朽管の敷設替えを計画的に進める。

## 7 活力に満ち誇りをもてるまち

伝統産業や歴史、文化などの「まちの資源」を効果的に発信し、住民がまちの特色に誇りを持ち、にぎやかで活気あふれるまちづくりを進める。

農業、工業、商業のバランスある発展は、第1次の総合計画から引き継がれている課題である。このため、農・工・商、勤労者、そして行政が一丸となり、情報の共有化を図りつつ、さらなる地域活性化策の模索をしていく。

農業については、愛知用水や老朽化した農業施設等の改修・整備を進める。

工業については、新産業立地促進制度による企業誘致に努めるとともに、愛知県企業庁などと連携し、工業団地や臨海部の遊休地の有効利用を図る。

商業については、名鉄知多武豊駅周辺の市街地整備など、各商店街を核とした活性化を進める。また、味噌蔵を巡る散策路や「ぎゃらりい夢乃蔵」を活用して、地場産品等のPRに努める。

観光協会の活動を強化して、商工会等との連携の下に全国に向けた情報発信を行い、まちの知名度の向上と地域資源の観光化・ブランド化を図る。

### ・共通事項

(1) この要求基準は、全ての会計に適用する。

(2) 地方財政計画等、国・県の方針が未定のため、原則として現行制度を前提として予算要求を行うものとするが、各種関係機関等と連絡を密にしている確な計上に努められたい。

(3) **実施プログラムと整合性を求め、要求金額は計画内とする。(歳入の状況等により精査する場合有り)**また、行政改革大綱にかかる項目は積極的に予算要求に反映させること。

(4) 年間の収支均衡を図るため、予算要求に際しては総計予算主義に基づいて行うものとし、経

常経費の年度途中の補正は行わないので注意すること。

(5) 議決機関や監査機関等に指摘・要望されている事項については、その内容を十分検討して予算

要求に反映させること。

(6) 方針・制度の変更、新規制度の制定等町民への影響の大きいもの、重要なものは、必ず政策調整会議の審議を経る等、庁内での十分な調整を行っておくこと。

(7) 予算科目は財務会計事務取扱要領に基づいて編成するため、科目誤りのないよう留意すること。

(8) 予算要求は、各事業別に細節ごとに千円単位で行うこととし、端数は歳入については切り捨て、歳出については切り上げること。(100%特財の場合は同額にて計

上のこと)

- (9) 入力は正確に行い、査定での説明に必要な資料等は説明資料と併せて提出すること。
- (10) 歳入の負担金・補助金等の名称は、法令・規則等に照らして正式名称を記載すること。
- (11) 各課等の予算要求については、部内の統一性、他の部等との調整、部内の問題点等の検討を行い、各担当部長等のヒアリング等により事前に精査すること。
- (12) 各会計(水道事業会計を除く)については、前年度と同様、事業別予算とする。
- (13) 町民生活向上の視点に立って、きめ細かな施策、最小の経費で効果の期待できる施策の推進を図ること。
- (14) 事業実施計画に当たっては、継続事業であっても再度事業の厳選、内容の抜本的見直しを行い、委託による事業効果の検討、事業費の抑制に努力をすること。また、社会情勢の変化によって、その意義が薄れているものがないか等の見直しをすること。
- (15) 省エネ・省資源、リサイクル及びグリーン購入の推進並びに環境に配慮した施策や公共事業活動を積極的に展開すべく、予算要求に反映させること。

#### ・歳入に関する事項

歳入については、全ての項目を見直し、収入の確保を図ること。町税等の一般財源の増収や補助金等の新たな確保及び受益者負担の適正化に努めること。

- (1) 町税は、今後の制度改正およびその動向を十分把握・検討し、確実な年間収入見込み額を要求すること。

また、現行制度と改正見込みの複数の試算を行っておくこと。(決算ベースで試算のこと)

- (2) 地方譲与税、地方交付税、地方消費税交付金等は、地方財政計画及び国・県の指導方針を充分考慮し、的確に算定すること。
- (3) 国・県支出金については、制度改正等を把握し、事業の内容効果を検討して超過負担や歳入欠陥を起こさないよう留意すること。既存事業であっても補助制度の検討を行い、補助制度の活用留意すること。
- (4) 分担金・負担金については、事業内容を検討するとともに、受益の限度も併せて検討し、受益者負担の原則により適正な負担率で予算要求を行うこと。
- (5) 使用料・手数料については、原価計算を行い、適正な費用負担の確保に努めること。
- (6) 財産収入については、財産の現状を的確に把握し、効率的な財産運用を図ること。
- (7) 町債については地方債計画及び協議方針が未定であるが、現行制度の中で最も有利な適債事業を厳選のうえ、将来の公債費負担をも考慮して要求すること。

#### ・歳出に関する事項

歳出については、新たな行政需要や社会経済情勢の変化を把握のうえ予算要求を行い、計画的な施策の展開を図ること。義務的経費の増嵩が財政を硬直化させる原因であることに留意し、あらゆる経費について最大限の節約を行うこと。

継続事業については緊急性・効率性を十分検討し、最小の経費で最大の効果をあげるよう努めることとともに、新規事業についても新たに財政負担増を生じさせないよう、既存事業の改廃等により財源確保を図ること。

(1) 人件費関係

職員数・給与を含めた見直しを行い、年間所要見込額を算出すること。

勤務時間に関する事務の適正な運用を目的として、事務の簡素化、委託化等による効率化をより一層図ることを重点目標とし、時間外勤務手当、休日勤務手当の予算計上については、各課等と十分な調整のうえ行うこととする。なお、当初予算については、別途企画政策課より各課等に対し通知する。

報酬は条例・規則による単価で算出すること。

嘱託職員賃金・非常勤等賃金は、事業ごとに必要最小限の額に努めること。

(2) 経常的経費は、次の事項を留意のうえ作成すること。

維持管理費については、経費の抑制に努め、所要額を算定すること。

光熱水費…………… 過去の実績を踏まえて的確に算定すること。

委託料…………… 委託先、委託内容の検討を行い、削減を図ること。

一般事務経費については、経費の抑制に努め、最小所要額にて算定すること。

食糧費については、内容を精査し節減に努めること。旅費については、対象を精査し宿泊出張や複数による出張は避けることを原則とし、必要最小限のものに留めること。

(3) 扶助費については、対象者の見直し等細部にわたって検討し、適正な年間見込み額を計上すること。

(4) 法令外負担金・補助金

補助金等認定会議の承認を経て要求すること。(実施プログラム裁定時で確認)

法令外負担金・補助金についてはその内容を精査し、整理統合等を図ること。

加入意義の薄れたもの等、任意加入団体からの脱退等により、負担金の整理を図ること。

新規の法令外負担金・補助金は原則として認めないので留意すること。

(5) 債務負担行為・継続費

債務負担行為・継続費の設定については、後年度の財政負担を伴うため、その内容・必要性を検討し、一般歳出と同様に精査して要求すること。

(6) 施設の維持管理については、経費の抑制を図るため、精査・工夫・比較検討を行うこと。

(7) 政策的経費(投資経費・施策経費等)は、事業の必要性、緊急性、効果、全体計画等を検討して、次の事項に留意のうえ要求すること。

防災対策(地震対策)を最重点項目として位置付けること。

投資経費は、3ヵ年実施プログラムに計上されたものの範囲内の重点項目を中心に編成すること。なお、全体計画及び後年度負担を明確にすること。

また、工事雑費・事務費は、人件費に最大限充当すること。

既存の施策経費は、漫然と従来のを踏襲することなく、現在の住民のニーズに適合

した施策となるよう内容及び効果等を十分検討のうえ要求すること。

また、民間ボランティア等の活用も併せて検討すること。

国・県からの負担・補助・委託による事務事業については、補助事業枠内において事業執行がされるよう工夫し、要求すること。